



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

# 知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 4186号 2018.2.1 発行

## 里親委託率の達成 都道府県に求めず 厚労省専門家委が要領案

※数字は社会的養育が必須な割合	子どもの社会的養育の目標と現状			
	施設入所率	施設入所率		里親委託率
		・児童養護施設 ・乳児院	・グループホーム	・特別養子縁組 ・里親委託 ・ファミリーホーム
2011年7月の目標	29年度までに3分の2	3分の1	3分の1	3分の1
現状 (15年4月1日)	84.3%	76.4%	7.9%	15.8%
新しい数値目標 (17年8月)	乳幼児の新規入所は原則停止			3歳未満は5年以内、就学前は7年以内に75%。小学生以上は10年以内に50%
専門家会議の骨子案 (18年1月31日)	都道府県に新しい数値目標達成を求めず			

東京新聞 2018年2月1日  
虐待などで実の親と暮らせない子どもの里親委託などを進めるため都道府県に示す要領案を検討してきた厚生労働省の専門家委員会は三十一日に会議を開き、骨子案を示した。国が掲げる「乳幼児は75%」などの里親委託率の数値目標が盛り込まれるかどうか焦点になっていたが、都道府県には数値目標の達成を求めない内容となった。子どもたちを家庭と同様の環境で育てるという方針が骨抜きになる懸念も出ている。

国は、親元で暮らせない子どもについて、児童養護施設や乳児院などへの入所が八割以上となっている現状を転換するため、一昨年に児童福祉法を改正。昨夏、特別養子縁組などを含む「里親委託率」を乳幼児は75%、小学生以上は50%にするという新しい数値目標を定めた。

しかし、今回の骨子案では都道府県に対し、現行の計画を上回る目標の設定を求めるにとどめた。現行計画は二〇一一年七月に国が定めた「対象の子どものうち三分の一を里親委託にする」という目標に基づくもので、里親委託率は二九年度末になっても三割にとどまる見込みだ。

新しい目標には、施設や自治体関係者らから「高すぎて達成が困難」「施設のやってきたことがないがしろにされている」「一律に目標値を決めれば、行き場のない子どもが出る」「財源が不安」などと反対意見が出ていた。

一方、「数値目標を都道府県に示さなければ実効性が薄れる」という懸念も強い。この日の会議では「里親委託率の地域差が縮まらない」「今を生きる子どものためにスピード化するべきだ」「財政支援は数値目標があるからこそ求められる」などの意見が出た。

厚労省は「調整の余地はある」としながら、意見交換は今回で一区切りとした。要領は本年度中にまとめ、それを参考に都道府県は現行計画を見直し、一九年度から実施する。

空き家の福祉施設転用、規制緩和で後押し 国交省が方針 朝日新聞 2018年2月1日

全国で増え続ける空き家を福祉施設などニーズが高い施設として民間の事業者などが活用しやすくするため、国土交通省は建築基準法を改める方針を決めた。耐火基準や用途変更



更の手續きの規制を緩和し、転用を後押しする。通常国会に改正法案を提出する。

空き家は人口減少などで年々増え、2013年時点で全国に約820万戸。20年で約1.8倍に増えた。近年も増え続け、ごみの不法投棄や火災など、防犯や防災面での悪影響が社会問題となっている。

各自治体が対策を模索するが、解体には費用がかかり、人口減で住宅として再利用するニーズは乏しい。一方、飲食店や保育所、高齢化により福祉施設などにはニーズ

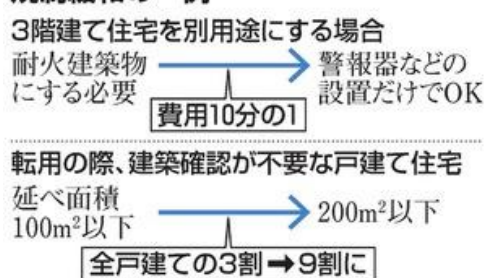
がある。だが、例えば3階建ての戸建て住宅を別の用途で使うには耐火対策の強化など行政上の規制が厳しく、改修すると建て替えと変わらない費用がかかる問題があった。

全国に100万戸超える3階建て戸建て住宅は都市部などの住宅密集地に多く、高齢化などで空き家になるケースも多い。そこで国交省は、3階建て戸建て住宅を転用する場合、延べ面積が200平方メートル未満であれば厳しい耐火対策を求めず、警報設備やスプリンクラーの新設だけでよくする。現状と比べ費用は10分の1程度で済む見通しだ。

また、耐火基準などを確認する「建築確認」を、大半の戸建て住宅の用途変更の際に不要とする。建築確認は現在、延べ面積が100平方メートルを超える場合(全戸建ての約7割)の用途変更の際に必要とされてきたが、対象を200平方メートル超に絞る。これにより、戸建て全体の9割で建築確認が不要になる。

国交省は、建物の大きさと火災時の避難にかかる時間との関係を専門家を交えて科学的に検証した結果、今回の範囲で規制を緩和して支障は無いと判断したとしている。(伊藤嘉孝)

### 規制緩和の一例



## 【阪神淡路大震災23年】特例新設、被災地・兵庫は歓迎 「ボランティアツアー」旅行業法抵触問題

産経新聞 2018年1月31日

NPO法人などが主催する災害被災地へのボランティアツアーをめぐり、一定の要件を満たせば旅行業法に抵触しないとの特例が新たに設けられ、阪神淡路大震災の被災地となった兵庫県内の各団体からは歓迎の声が上がっている。関係者は「震災で受けた支援の恩返しをしようにも法に触れるわけにいかず、歯がゆい思いをしていた。今後は積極的にツアーを実施したい」と話す。(岡本祐大)

観光庁は平成28年5月、交通費など実費を徴収する場合でも、旅行業者に登録していない団体によるツアーは旅行業法に抵触すると判断。旅行業者として登録するか、バスの手配や費用の受け取りなどを業者に委託する必要があるとの通知を出していた。

県などによると、ボランティアツアーは採算が合わないため委託を受ける旅行業者がなく、通知後はツアーを見送る団体もあった。県などは、責任者が明確な自治体や社会福祉協議会が主催するツアーについて、同法の適用を除外するよう国に要望していた。

これを受け、観光庁は昨年7月、ボランティアツアーについて、(1)事前に参加者名簿を関係自治体へ提出(2)責任者の設置(3)観光庁が指定する被災地へのツアーなどを条件に除外すると決定。各都道府県などに通知を出していた。

東日本大震災で発生直後からツアーを組んでいた「ひょうごボランタリープラザ」(神戸

市中央区)の高橋守雄所長は「業者に委託するコストが抑えられる」と評価した上で、「兵庫の団体として、引き続き被災地に積極的な支援をしていきたい」と喜ぶ。

熊本地震でのツアー実施を見送っていたNPO法人「日本災害救援ボランティアネットワーク」(西宮市)の寺本弘伸常務理事も「わざわざ委託業者を探す必要がなくなったことで、迅速にツアーを実施できる」と評価している。

### 認知症高齢者らの再犯防止 条例制定へ初の検討会 神戸新聞 2018年1月31日

認知症の高齢者や知的障害者らが万引などの犯罪を繰り返すことが社会問題となる中、兵庫県明石市は31日、全国初となる「再犯防止条例」の制定を目指し、兵庫県水産会館(同市中崎1)で検討会の初会合を開いた。同市は、福祉面の支援による再犯防止に力を入れており、地域での見守りなどを条例に盛り込むことで、元受刑者らの円滑な社会復帰を図る。

2016年12月に施行された再犯防止推進法は、自治体に地域の状況に応じた施策の策定と実施を定める。同市は、罪を犯した障害者らに対し、逮捕時や裁判段階の「入り口」と、出所時の「出口」の両面で、生活保護や障害者手帳取得などを推進。17年4月には法務省から職員派遣を受け、弁護士資格を持つ職員、社会福祉士らを含む専門窓口を設けた。

#### 再犯防止条例の制定に向けた検討会の初会合=兵庫県水産会館

同市によると、全国で出所後に罪を犯し再び収監される65歳以上の高齢者は69・6%(15年)に上る。さらに65歳以上の受刑者のうち16・7%(14年末時点)に認知症の傾向があるとの推計調査があるという。

検討会は学識経験者や弁護士、支援団体の関係者ら12人で組織し、初会合には市職員らを含め22人が参加。泉房穂市長は「関係機関が連携し、地域と一緒に実効性のある支援をするための条例にしたい」とあいさつした。

同市の担当者は、共生や安心安全のまちづくりなど条例の目的を説明した。条例では、支援対象に被告らを含めることや、元受刑者らの「見守り支援」を独自規定として盛り込む方針。出席者はそれぞれの立場から、就労先の確保や就職先への定着、専門的な人材養成、市民の協力体制構築といった課題や、条例に盛り込むべき内容を出し合った。

秋ごろまでに4回の会合を開く予定。市議会12月議会に条例案を提出し、来年4月の施行を目指す。(藤井伸哉)



### 支援ロボット、呼吸器系手術 富大附属病院 北國新聞 2018年2月1日

富大附属病院は31日、2016年11月に導入した最新の手術支援ロボット「d a V i n c i (ダ・ヴィンチ) X i サージカルシステム」を使い、左右の肺の間に位置する「縦隔(じゅうかく)」から腫瘍を摘出する手術を実施したと発表した。呼吸器系の手術でダ・ヴィンチを使ったのは県内初めてで、国内でも例が少ないという。

手術は1月22日に、本間崇浩副診療科長を中心とするチームが執刀し、約2時間で完了した。患者の70代女性の経過は良好で、同27日に退院した。本間副診療科長は「大きな切開が必要だった手術もより小さい傷で提供でき、活用の先駆けとなる」と話した。

ダ・ヴィンチは患者の体を開けた小さな穴からアームを挿入し、カメラの3D映像を見ながらアームを操作して手術を行う。患者の身体的負担の軽減が期待でき、今後は、消化器系や婦人科などの手術でも活用を進めるとしている。

## A型事業所利用者の適性事前評価 倉敷市、4月から判定厳格化

山陽新聞 2018年1月31日

障害者が働く就労継続支援A型事業所の利用者数を2018年度に現状から2割減らす方針を示している倉敷市は31日、新たな利用者の適性判定の厳格化に向け、4月から新たなアセスメント（事前評価）の手続きを導入することを明らかにした。

これまでは、利用希望の障害者は事前にA型事業所へ体験入所（5日程度）していた。しかし、適性を十分に判断されないまま市からサービス利用の決定を受け、働きだすケースが多かったという。

アセスメントは、市が運営する就労移行支援と自立訓練の施設「市ふじ園」（同市有城）で行う。同園職員が社会福祉士らと、出勤時間の厳守や身だしなみ、指示された内容の理解、感情のコントロール、健康管理などを評価基準とする厚生労働省が作ったマニュアルを参考に取り組む。

雇用契約を結んで働くA型事業所の利用に適性がない人には、雇用契約を結ばないB型事業所などでの就労を促す。

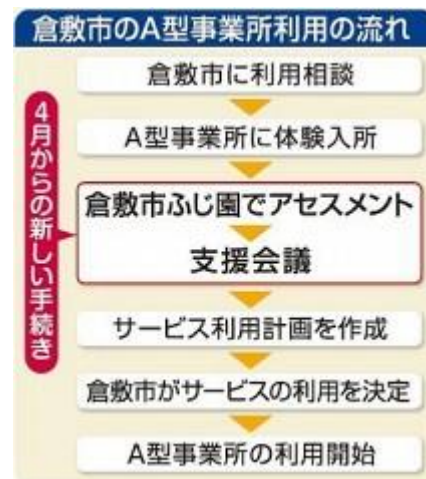
A型事業所を利用しようとしている倉敷市民が対象で、アセスメント期間は2週間～1カ月。特別支援学校の生徒については、普段から学校で就労訓練やアセスメントを受けているとして、期間を5日程度に短縮する。

アセスメント終了後には、利用希望の障害者、市、A型事業所、相談支援事業所などによる支援会議を開き、就労後の具体的な支援方法を話し合う。

既にA型事業所を利用している市民については、相談支援事業所があらためて適性を判断する。

市内のA型事業所で昨夏起きた障害者の大量解雇問題を受け、市は再発防止策をA型事業所と協議していた。31日の市議会保健福祉委員会で説明した。

市の調査では、A型事業所の利用者のうち3割程度が適性を欠いており、市は利用者数を17年度の845人（9月）から18年度は652人に抑える意向を示していた。



## 岡山などA型事業所3カ所廃止届 フィル、統廃合で2月末閉鎖

山陽新聞 2018年1月31日

2月末に閉鎖されるフィル運営の就労継続支援A型事業所「しあわせ工房 岡山事業所」＝岡山市北区伊福町

岡山、広島両県で障害者が働く「就労継続支援A型事業所」6カ所を運営している株式会社「フィル」（倉敷市真備町川辺）は31日、岡山、総社、福山市にある3カ所の廃止届を管轄の自治体に提出した。経営悪化に伴う事業所の統廃合のため、いずれも2月28日付で閉鎖する。同社によると、影響を受ける障害者は62人で、47人は継続する3カ所（いずれも倉敷市）へ移ることに同意したものの、「通勤しにくくなる」などの理由で15人は退職を余儀なくされる見込み。

事業所を廃止する際、事業者はその1カ月前までに管轄の自治体に届け出る必要がある。岡本健治社長によると、47人は自宅から異動先の倉敷の事業所まで車で送迎する計画。倉敷市内で取材に応じ「退職する方々には私どもの努力不足で迷惑を掛け、申し訳ない」と話した。



フィルは2013年設立。31日現在の利用者数は235人で、厚生労働省によると、全国最大規模のA型事業所となる。パンや野菜の販売をはじめ、ウナギの養殖、パソコンを使ったデータ入力作業などの事業を展開していたが、十分な収益を上げられず、年明けに利用者に対し「大幅な経費削減と事業収益の改善が必要」などと3カ所を廃止する方針を伝えていた。

岡山市からは販売事業に絡んで運営基準に反しているとして勧告を受けているという。

A型事業所を巡っては、あじさいグループ（倉敷市）が経営破綻し、昨年7月に同市と高松市で7カ所を閉鎖して利用者283人を一斉に解雇している。フィルとあじさいには一部事業で取引があった。

**補助制度見直しを 中島隆信慶応大商学部教授（応用経済学）の話** A型事業所は、利用者1人ごとに補助金が支給されるため、利用者を集めれば集めるだけ多くの金額を得られる。事業収益が低くても補助金頼みで経営できるという制度そのものが、事業者の安易な参入や適正規模を超えた運営を生む土壌になっている。大規模な事業所ほど閉鎖したときの被害は深刻だ。大量解雇問題を機に、自治体が各事業所の経営状況をきちんとチェックするのはもちろん、国も補助制度の在り方を見直すべきではないか。

**氷見 障害者支援施設「胡桃雛」作り すまし顔 小さな春** 中日新聞 2018年2月1日

三月三日の桃の節句に向け、氷見市阿尾の障害者就労継続支援施設「安靖氷見共同作業所」は一日から、クルミを使ったひな飾り「胡桃雛（くるみびな）」を販売する。通所者約二十人と職員が一月初旬から手作りしている。

**クルミに絵付けしてつくる胡桃雛＝氷見市阿尾で**

氷見の海岸に漂着したクルミに絵の具で顔や着物を描き、男びなと女びなを作った。ひなは孟宗竹（もうそうちく）の中に載せ、桃の花とぼんぼりを飾り付けた。二〇〇四年から毎年制作している。

同作業所の金谷正和所長（67）は「みんなで力を合わせて作った商品で、かわいらしく出来上がった。玄関先や戸棚の上などに飾ってほしい」と話している。

限定八十個で、一個千三百円（税込み）。同作業所と同市比美町の「は一とふる安靖」、ひみ番屋街の「まるごと氷見1号館」で販売する。（問）同作業所 0766（74）5600（小寺香菜子）



**障害児支援本を改訂 相談窓口など新情報紹介 飯塚市が第3版発行【福岡県】** 西日本新聞 2018年02月01日

**飯塚市が発行しているスペシャルサポートガイドブック**

飯塚市が障害がある子どもを育てる家庭のため、乳幼児から青年期の大まかな流れや支援制度をまとめた「スペシャルサポートガイドブック」を改訂した。2014年3月に初版を発行し、今回が第3版。県障がい福祉課は「ライフステージに応じており、相談窓口も分かりやすく紹介されている。改訂することで、利用者は新しい情報を得ることができる。他の自治体の参考になるのでは」としている。

ガイドブックは「障害のある子どもへの支援の内容が分かりづらい」という保護者の声がかきかけで、13年度事業と



して作製。ぼれぼれの会（障がいを考える会）、筑豊子育てネットワーク「かてて!」、NPO法人子育て市民活動サポートWi11のメンバーも編集会議に参加し、当事者の声を反映させた。

ガイドブックは、お子さんの発育や発達に不安を感じたら▽障がい者手帳の種類・交付手続き▽進学や就職についてーなど11項目からなり、市や県の相談窓口、発達障害の特徴、支援サービスなどを具体的に紹介。「子育てのヒントになれば」と、障害児とともに生きる保護者の体験談も掲載している。

昨年11月に改訂した第3版は、同7月に開設した障害者と障害児の相談窓口を担う「障がい者基幹相談支援センター」（飯塚市忠隈）を紹介。市内の支援事業所一覧は、第2版（15年12月）の14カ所から26カ所になるなど現状に対応している。

ボランティアでレイアウトを担当した「かてて!」の渡辺福代表（51）は「見やすさを意識し、イラストや色合いを工夫した」と話し、「ぼれぼれの会」の金子加代代表（52）は「障害のある子どもの保護者の経験が生かされた本になっている。ぜひ、手に取ってほしい」と呼び掛けている。

市社会・障がい者福祉課によると、18歳未満の障害者手帳を持つ人は16年度は358人。年々、増加傾向にあるといい、同課の担当者は「1人で悩まないで、子どもの成長に不安を感じた時などに読んでもらい、子育てに向き合う手助けになればうれしい」と話している。

A5判カラー62ページで、1500部作製。市役所や子育て施設などに配布。無料。市ホームページでも閲覧できる

### 「アール・ブリュットネットワークフォーラム 2018」開催！



Sankeibiz 2018年1月31日

滋賀県県民生活部文化振興課

『障害者の文化芸術国際交流事業 2017 ジャパン×ナントプロジェクト』をはじめ国内外でのアール・ブリュットをテーマにしたセッションや企画展覧会を実施

「アール・ブリュットネットワークフォーラム 2018」開催！

<開催日：2月11日（日）、会場：びわ湖大津プリンスホテル>

スホテル>

滋賀県は、2月11日（日）びわ湖大津プリンスホテルにおいて、アール・ブリュットの関係者が全国から一堂に集い、ともに聞き、考え、語り合う場である「アール・ブリュットネットワークフォーラム 2018」を開催します（入場無料）。

滋賀県では、戦後まもなく近江学園で始まった障害のある人たちによる造形活動が、県内の福祉施設に脈々と受け継がれ、自らの心の世界をその人ならではの方法で表現する作品作りが続けられています。近年ではこうした中から特に、「アール・ブリュット」という領域で評価される作品も数多く見出されてきました。

そのような中、2012年にアール・ブリュットに携わる美術、福祉、医療、研究機関、行政等各分野の関係者間の交流を促進し、各活動の課題解決につなげるとともに、アール・ブリュットに関する情報発信等を行うことにより、アール・ブリュットを支える環境全体の底上げを図り、その動きを広げていくことをめざして、全国組織となる「アール・ブリュットネットワーク」をスタートさせました。

今年のフォーラムは、平成29年10月よりフランスのナント市で行われた『障害者の文化芸術国際交流事業 2017 ジャパン×ナントプロジェクト』を中心に国外での動きと、国内におけるアール・ブリュットの動きについてご紹介します。

アール・ブリュットに関心が有る方でしたら、どなたでも参加できますので是非この機会にフォーラムにご参加ください。

**パチンコ出玉3分の2程度に きょうから施行** NHK ニュース 2018年2月1日  
警察庁は、パチンコの出玉の上限をこれまでの3分の2程度に抑えるよう風俗営業法の規則を改正し、1日から規制を強化します。

カジノを含むIR・統合型リゾート施設の整備推進法の成立を受けて政府がギャンブル依存症の対策などに取り組む中、警察庁は、パチンコの出玉の上限をこれまでの3分の2程度に抑えるよう風俗営業法の規則を改正しました。

具体的には、パチンコの業界団体の調査で客が1度に遊ぶ標準とされる4時間で獲得できる玉の数を金額にして5万円分を下回るようにするほか、1回の「大当たり」で獲得できる玉の数を現在の2400個から1500個に引き下げるなどとなっています。

パチンコの依存者から電話相談を受け付けている団体の調査によりますと、相談してくる人のおよそ70%は1か月当たりのいわゆる「負け」が5万円以上になるということで、警察庁は、出玉の総数を5万円分以下にすることで、負けを取り戻そうという思いを抑制したいとしています。

改正された規則は1日施行され、警察庁は「今回の規制強化は借金を抱えながらパチンコを続けているような人たちに対し、一定の効果があると考えている。業界によるギャンブル依存症対策とあわせて実効性のあるものになるよう指導していきたい」としています。

**社説：旧優生保護法訴訟 誤りと向き合い救済を** 徳島新聞 2018年2月1日

旧優生保護法の下、知的障害を理由に不妊手術を強いられたのに、立法による救済措置を怠ったとして、宮城県の60代女性が国に損害賠償を求めて仙台地裁に提訴した。

同様の不妊手術は全国で約2万5千件確認され、うち約1万6500件は強制だったとされるが、国を訴えた例はなかった。被害が深刻で声を上げられず、裏付けとなる資料も乏しかったためだ。

政府は、当事者の苦しみと過去の誤りに真摯（しんし）に向き合わなければならない。訴訟と並行して、被害の全容把握を急ぎ、救済に動きだすべきだ。

旧法は「不良な子孫の出生を防止する」という優生思想に基づき、1948年に施行された。

知的障害や精神疾患などを理由に、本人の同意がなくても不妊手術を認めるもので、53年の国の通知は、だました上での手術も容認した。宮城県に残る資料では、半数以上が未成年だった。その非人道性にごくぜんとする。

批判の高まりを受け、障害者差別に該当する部分を削って母体保護法に改定されたのは、施行から半世紀近くもたった96年のことである。

原告の女性は、15歳だった72年に遺伝性精神薄弱と診断され、不妊手術を受けた。その後、体調が悪化し、不妊を理由に縁談も断られ、結婚の機会を奪われたと訴えた。

1歳の時に受けた別の手術が原因で知的障害になったのに、遺伝性と誤診された可能性があると指摘。憲法が保障する個人の尊厳や自己決定権を侵害されたと主張した。

女性が提訴できたのは、宮城県に「優生手術台帳」の情報開示を求め、全国で初めて開示されたことが大きい。

約2万5千人が受けたとされる不妊手術の関連資料は、共同通信の調査で、19道県に約2700人分現存していることが分かった。一方、それ以外は保存されていない恐れがある。徳島県などは「保存期間が経過したため廃棄」したとしている。

関連資料は被害を明らかにする重要な証拠となる。政府は保存状況の調査に、早急に取り組む必要がある。都道府県も改めて存否を精査するとともに、請求があれば現存分を

積極的に開示すべきだ。

忘れてはならないのは、旧法の基になった優生思想が今も根強く残っていることだ。2016年に相模原市の障害者施設で起きた殺傷事件は、その表れといえよう。

障害者団体や支援者らは、国を挙げた旧法の総括が必要だと訴えている。

政府は「当時は適法だった」として謝罪や補償に応じていない。だが、同様の法律で不妊手術が行われたスウェーデンやドイツは、国が被害者に謝罪し、補償している。

原告女性を支えてきた義理の姉は「障害者差別がなくなる世の中をと思い立ち上がった」と語った。私たちにも向けられた言葉である。社会全体で受け止めなければならない。

## <社説>旧優生保護法提訴 謝罪と補償を求める

琉球新報 2018年2月1日

日本政府の人権感覚が問われている。

旧優生保護法に基づき、知的障がいや理由に不妊手術を強いられたのは憲法違反だとして、宮城県内の60代女性が、損害賠償を求めて政府を提訴した。

旧法が個人の尊重や幸福追求権を規定した憲法13条、法の下での平等を定めた同14条に反していることは明らかだ。

そもそも、子どもを産むか産まないか、いつ産むのか、何人産むのかを決めることは、全ての個人に保障されている権利である。国家の干渉を受けず、自由意思によって決められるべきだ。政府は裁判の行方にかかわらず、実態調査と被害者に対する謝罪、補償をすべきだ。

旧法は「不良な子孫の出生防止」を掲げて1948年に施行された。ナチス・ドイツの「断種法」の考えを取り入れた国民優生法が前身で、知的障がいや精神疾患、遺伝性疾患などを理由に本人の同意がなくても不妊手術を容認している。国の通知は身体拘束やだますことも認めていた。

日弁連によると、旧法により不妊手術を施された障がい者らは全国で約2万5千人、うち1万6500人は強制だったとされる。県内では本人の同意なしに不妊手術を行った事例が2件ある。旧法は「障がい者差別に当たる」と指摘され、96年に差別に該当する部分を削除し「母体保護法」に改正された。政府は当時は適法だったとして、いまだに補償や救済をしていない。

日弁連が指摘するように、法が憲法に違反していれば、法としての効力を有しないので、実施当時適法であったとの主張は根拠を失う。不妊手術が国家的な人口政策を目的として実施され被害を与えた以上、被害を放置することは許されない。救済するのは当然だ。2年前には障害者差別解消法も施行されている。

問題なのは、不妊手術を受けたとされる約2万5千人の9割近くは関連資料が保存されていない可能性があることだ。共同通信の調査によると、知的障がいなどを理由に不妊手術を施されたとみられる個人名が記された資料が19道県に約2700人分現存している。各自治体を通じて早急の実態調査するよう政府に求める。

政府は国際的な批判も無視している。国連の自由権規約委員会は98年、強制不妊の対象となった被害者の補償について、日本に必要な法的措置をとるよう勧告した。国連女性差別撤廃委員会も2016年3月、強制不妊手術を受けた被害者への補償を勧告した。

しかし、政府は「当時は適法に行われていたため、補償は困難」との立場をとり続けている。同様の法律があったスウェーデンやドイツは誤りを認めて、正式に謝罪し補償を実施している。国連の勧告に向き合わない政府の姿勢は不誠実だ。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も  
大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行

